

(社会保障審議会障害者部会 (第 35 回) におけるヒアリング資料)

障害者自立支援法の見直しについて

財団法人全日本ろうあ連盟

1. 利用者負担は基本的に廃止、また施設利用のための利用者負担の軽減に向けた見直しが必要です。
 - ・利用者の置かれている状況に関わりなく一律に福祉サービス利用にかかる一定の負担を課すことは、主体的な自立をめざしていく上でも問題が大きい。利用者負担の軽減策が取られているが、分かりにくい仕組みになっている。負担感も重い。
 - ・給付事業にともなう負担の他にも食費などの施設（入所、通所）利用に関する本人負担もあり、利用を控えるため利用者定員割れの施設も少なくない。こうしたことから
 - ① 応益負担を撤廃すること
 - ② 食費などの施設利用に関する本人負担を軽減すること
2. 安定した施設経営のための報酬単価の見直しが必要です。
 - ・日額による報酬単価は事務煩雑と合わせて施設の経営を圧迫している。
 - ① 日額から月額へ分かりやすく事務煩雑さのない事業報酬体系へ見直しが必要である。
3. ろう重複障害者の特性に配慮したグループホーム、ケアホームなどの社会資源が絶対的に不足しています。障害者自立支援法において、ろう重複障害者のための施策づくりが必要です。
4. 障害程度区分認定の見直しにおいては、聴覚障害者の障害特性が正確に反映されるよう認定基準を見直しするとともに、調査方法の検討が必要です。
 - ・現在の認定基準項目は、身体機能動作に着目したものが主になっている。
 - ・判定の際、調査員とのコミュニケーションがとれず、実態と合わない判定がなされることがある。こうしたことから、
 - ① 認定基準項目に、聴覚障害の特性やコミュニケーションの困難等が十分

に把握できるための調査項目を付加する必要がある。

②ろう重複障害者の場合はコミュニケーションに充分時間をかけて調査する必要がある。

③調査に当っては手話通訳者やろうあ者相談員など、聴覚障害者と同じ言語・コミュニケーション手段を持ち、聴覚障害の特性、本人の生活実態や背景を把握できる者を同行すること。

5. 地域生活支援事業における相談支援事業については、聴覚障害者と同じ言語・コミュニケーション手段を持ち、聴覚障害の特性、生活実態、社会的背景等を理解している者を設置して専門的に相談支援できる体制を確立することが必要です。

- ・相談支援事業を実施する窓口において手話によるコミュニケーションが保障される制度がない。筆談では十分に意見交換できない者が少なくない。
- ・聴覚障害者を専門に相談対応・支援する者を市町村単独で設置することは、市町村ごとの聴覚障害者数、相談員配置の財政的な面から現実的には困難である。

こうしたことから

①相談支援事業においては、聴覚障害者と十分なコミュニケーションがとれ、聴覚障害特性に関し専門的な知識を有する者を都道府県事業として配置すること。

6. 地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業の充実に向けて見直しが必要です。

- ・利用者負担を課す地域が少数ではあるが散在している。
- ・手話通訳派遣事業の実施は広がっているが、手話通訳設置に進展が見られない。設置しているところも嘱託・臨時職員が多い。
- ・コミュニケーション支援事業実施要綱に記載されている運営委員会、調整者の設置が不十分である。
- ・都道府県レベルの手話通訳者派遣事業が後退し、市町村外、都道府県外のニーズ対応が難しくなっている。
- ・手話通訳者の資格要件、派遣条件、謝礼費・交通費の基準等が、市町村でまちまちな状態が改善されておらず、格差解消につながっていない。
- ・手話奉仕員養成、手話通訳者養成が必須事業と位置づけられていないため、事業を廃止したところが出ている。
- ・厚生労働省「基本方針」にあらゆる福祉サービス利用の前提としてコミ

コミュニケーション支援の役割がしめされず、障害者計画作成において重要視されていない。コミュニケーション支援の数値目標（通訳者養成、設置数等）が出されていない。

- ・コミュニケーション支援事業は必須事業なので、手話通訳者派遣に限定した少ない予算確保に留まる事例が見られる。

こうしたことから

- ① コミュニケーション支援事業に利用者負担を求めないことを明記すること。
- ② 手話通訳者設置と手話通訳派遣の事業を一体的に実施すること。特に、聴覚障害者が地域で安心して暮らすことができる地域社会をめざし、手話通訳設置（手話通訳できる職員の配置）を義務づけること。聴覚障害者に対する専門的な相談支援とも連携し、地域社会での聴覚障害者の生活を支援し、福祉サービスの提供基盤の整備を図る事業のあり方へ見直しが必要である。
- ③ 市町村外、都道府県外の広域対応として、手話通訳者派遣事業を都道府県の必須事業として実施すること。
- ④ 手話奉仕員養成事業を市町村で、手話通訳者養成事業を都道府県で実施することを必須事業とすること。
- ⑤ 第二期障害者計画作成にあたって、コミュニケーション支援の役割を明記し数値目標を出すこと。

7. コミュニケーション支援事業をはじめ地域生活支援事業には、障害者の基本的人権の保障に直接関わる事業が多くあり、安定した事業運営が不可欠であるところから合補助金制度のあり方を見直して下さい。